

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 平成二十七年自衛官募集（自衛官候補生）
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 〃
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称の変更
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業

税務課

中山間・地域振興課

課

危機管理課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

- 業の廃止
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止
- 国民健康保険組合の規約の変更の届出
- 国民健康保険組合の規約の変更認可
- 保安林の指定予定
- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更
- 指定希少野生動物植物の指定の解除案の公示

### 【公告】

長寿社会課

〃

治山課

会計課

自然環境課

◎岡山県規則第四号

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則（平成十五年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表一の項を次のように改める。

一	削除		
---	----	--	--

第六条の表七の項中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改め、同表八の項を次のように改める。

八	削除		
---	----	--	--

第十四条の表十の項中「産業廃棄物処理税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消し通知書」を「産業廃棄物処理税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消し通知書」に改める。


様式第一号を次のように改める。

様式第一号 三添

様式第七号及び様式第八号を次のように改める。

# 平成28年3月15日 岡山県公報 第11769号

様式第7号（第6条関係）

産業廃棄物処理税徴収猶予申請書				
<div style="text-align: center;">             受付印             年 月 日             岡山県            県民局長 殿         </div>	個人（法人）番号			
	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）		㊟	
	担当者名及び連絡先電話番号			
<p>最終処分料金及び産業廃棄物処理税を納期限までに受け取ることができなかつたので、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）第10条第2項の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。</p>				
産業廃棄物処理税に係る徴収金を一時に納入することができない事情の詳細				
徴収猶予を受けようとする税額等	申告対象	納期限	課税標準たる重量	税額
	年 月分	年 月 日	. トン	円
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			
納入計画	分割納入を 希望する ・ 希望しない			
	回数	納入年月日	納入金額	摘要
	1	年 月 日	円	
	2	年 月 日	円	

添付書類 申請理由が生じたことを証する書面（帳簿等）

様式第8号 削除

様式第十号中「様式第10号」や「様式第10号（第6条関係）」及び「60日」や「3月」  
に改める。

様式第十四号中「様式第14号」や「様式第14号（第6条関係）」及び「課税標準量」  
や「課税標準たる重量」及び「60日」や「3月」に改める。

様式第二十四号中「60日」や「3月」に改める。

様式第二十五号中「産業廃棄物処理税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承  
認の取消し通知書」や「産業廃棄物処理税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等  
の承認の取消し通知書」及び「60日」や「3月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五号

岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則（平成四年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「規定による」を削り、「同条第一項の」を「同条第一項に規定する」に、「うち当該各号に掲げる額を減免する」を「全額を免除する」に改め、同項第一号中「の児童、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に、「生徒」を「児童及び生徒」に、「とき。」 全額」を「とき。」に改め、同項第二号中「とき。」 全額」を「とき。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 平成28年3月15日 岡山県公報 第11769号

## ◎岡山県告示第四百十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十七年募集の要領は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

平成二十八年三月九日から同月十六日まで

### 四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

### 五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

### 六 採用試験期日

平成二十八年三月十八日

### 七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- 3 自衛隊阪神病院（兵庫県川西市久代）
- 4 陸上自衛隊善通寺駐屯地（香川県善通寺市南町）

### 八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬まで又は同年七月から同年九月までの間

### 九 県内採用予定者数

海上要員

若干名

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一三三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
あゆみクリニック	小田郡矢掛町矢掛2560-3	H27.9.1
鞆陽勝田薬局	美作市真加部54-4	H27.9.1
前谷内科クリニック	井原市西江原町666-1	H27.10.10
東見はなふさ歯科医院	玉野市北方528-2	H27.10.1
ファミリー薬局西江原	井原市西江原町666-5	H27.10.1
倭文診療所	津山市里公文1674-1	H27.7.1
医療法人こまくさ会河口医院	玉野市宇野五丁目1-1	H27.7.1
八尾歯科医院	美作市古町1354-1	H27.9.1
林歯科医院	玉野市玉四丁目6-6	H27.9.29
林歯科医院	都窪郡早島町前潟512-2	H27.10.1
くすりのラゾ薬局津山東店	津山市押入1136-16	H27.10.1
くすりのラゾ薬局二階町店	津山市二階町3	H27.10.1
とよくに薬局	美作市豊国原307-1	H28.1.1



2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社アール・ケア	玉野市東高崎25-34	訪問看護ステーション アマツク総社	総社市三須1524-4	H27.12.1
医療法人ペガサス	赤磐市桜が丘西4-1-11	訪問看護ステーション あおぞら	赤磐市桜が丘西4-1-16	H28.1.1

◎岡山県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
みしま歯科クリニック	玉野市玉原2-6-8	名称	三島歯科医院	みしま歯科クリニック	H27. 8. 24
なぎとよふくデンタルクリニック	勝田郡奈義町滝本1426-1	名称	豊福歯科医院	なぎとよふくデンタルクリニック	H27.12. 1

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社アール・ケア	玉野市東高崎25-34	訪問看護ステーション・ケアック	玉野市東高崎24-8	訪問看護ステーション等の所在地	玉野市東高崎25-34	玉野市東高崎24-8	H27. 5. 11

◎岡山県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
あゆみクリニック	小田郡矢掛町矢掛2560-3	H27. 8. 31
鞆陽勝田薬局	美作市真加部54-4	H27. 9. 1
林歯科医院	玉野市玉4-6-4	H27. 9. 28
林歯科医院	都窪郡早島町前潟512-2	H27. 9. 30
ゴダイ薬局周匝店	赤磐市周匝711-1	H27. 10. 1
くすりのラゾ薬局津山東店	津山市押入1136-16	H27. 9. 30
くすりのラゾ薬局二階町店	津山市二階町3	H27. 9. 30
さいわい薬局	真庭市福田279-1	H27. 12. 30
有限会社とよくに薬局	美作市豊国原307-1	H27. 12. 31

◎岡山県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社オフニスパーシモン	総社市清音柿木808-5	グレイサービスマスターかきのき	総社市清音柿木808-5	H27.10.1
コンフォート有限公司	井原市大江町4505-5	グループホーム楽々園	井原市大江町4505-5	H27.11.1
医療法人渋藤医院	和气郡和气町父井原434-1	ヘルパーステーション佐伯	和气郡和气町父井原434-1	H27.11.1
医療法人アルファ	井原市西江原町979-1	アルファ歯科クリニック	井原市西江原町979-1	H27.5.1
医療法人ペガサス	赤磐市桜が丘西4-1-11	訪問看護ステーション あおぞら	赤磐市桜が丘西4-1-16	H28.1.1

◎岡山県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
株式会社オファニスパーシモン	総社市清音柿木808-5	デイサービスセンターかきのき	総社市清音柿木808-5	H27. 10. 1
医療法人アルファ	井原市西江原町979-1	アルファ歯科クリニック	井原市西江原町979-1	H27. 5. 1
医療法人ペガサス	赤磐市桜が丘西4-1-11	訪問看護ステーション あおぞら	赤磐市桜が丘西4-1-16	H28. 1. 1

◎岡山県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が  
あつた。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 施設

種類	名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム高寿園	津山市下高倉西1581-1	所在地	津山市下高倉東1943-11	津山市下高倉西1581-1	H27.11.1

2 事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業者	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	真庭市社協居宅介護支援事業所	真庭市下市瀬558-1	事業所の所在地	真庭市落合垂水1901-5	真庭市下市瀬558-1	H27.10.1
居宅介護事業者	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	真庭市社協訪問介護南事業所	真庭市下市瀬558-1	事業所の所在地	真庭市落合垂水1901-5	真庭市下市瀬558-1	H27.10.1
介護予防事業者	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	真庭市社協訪問介護南事業所	真庭市下市瀬558-1	事業所の所在地	真庭市落合垂水1901-5	真庭市下市瀬558-1	H27.10.1
居宅介護事業者	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	真庭市社協訪問入浴介護南事業所	真庭市下市瀬558-1	事業所の所在地	真庭市落合垂水1901-5	真庭市下市瀬558-1	H27.10.1
介護予防	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	真庭市社協訪問入浴介護南事業所	真庭市下市瀬558-1	事業所の所在地	真庭市落合垂水1901-5	真庭市下市瀬558-1	H27.10.1

事業者	居宅介護 支援事業 者	居宅介護 事業者	居宅介護 事業者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者	介護予防 事業者	居宅介護 事業者
庭市社会福祉協 議会	社会福祉法人津 山福祉会	津山市下高倉西158 1-1	高寿園居宅介護支援セ ンター	津山市下高倉西158 1-1	事業所の所 在地	津山市下高倉東194 3-11	津山市下高倉西158 1-1	H27.11.1	
社会福祉法人津 山福祉会	津山市下高倉西158 1-1	高寿園デイサービスセ ンター	津山市下高倉西158 1-1	事業所の所 在地	高齢者福祉センター高 寿園	津山市下高倉東194 3-11	津山市下高倉西158 1-1	H27.11.1	
社会福祉法人津 山福祉会	津山市下高倉西158 1-1	高寿園デイサービスセ ンター	津山市下高倉西158 1-1	事業所の所 在地	高寿園	津山市下高倉東194 3-11	津山市下高倉西158 1-1	H27.11.1	
社会福祉法人津 山福祉会	津山市下高倉西158 1-1	特別養護老人ホーム高 寿園	津山市下高倉西158 1-1	事業所の所 在地	津山市下高倉東194 3-11	津山市下高倉西158 1-1	津山市下高倉西158 1-1	H27.11.1	
社会福祉法人津 山福祉会	津山市下高倉西158 1-1	特別養護老人ホーム高 寿園	津山市下高倉西158 1-1	事業所の所 在地	津山市下高倉東194 3-11	津山市下高倉西158 1-1	津山市下高倉西158 1-1	H27.11.1	
株式会社誠和サ ポート	浅口郡里庄町里見63 04-1	デイサービス福寿館	浅口郡里庄町里見63 04-1	事業所の名 称	ハートフルデイ ろうの森	ふく ろうの森	浅口郡里庄町里見63 04-1	H28.1.1	
株式会社アール ・ケア	玉野市東高崎25-3 4	訪問看護ステーション ケアック	玉野市東高崎24-8	事業所の所 在地	玉野市東高崎25-3 4	玉野市東高崎24-8	玉野市東高崎24-8	H27.5.11	
株式会社アール ・ケア	玉野市東高崎25-3 4	訪問看護ステーション ケアック	玉野市東高崎24-8	事業所の所 在地	玉野市東高崎25-3 4	玉野市東高崎24-8	玉野市東高崎24-8	H27.5.11	
株式会社アール ・ケア	玉野市東高崎25-3 4	訪問看護ステーション ケアック	玉野市東高崎24-8	事業所の所 在地	玉野市東高崎25-3 4	玉野市東高崎24-8	玉野市東高崎24-8	H27.5.11	

◎岡山県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	林 勝彦	玉野市玉4-6-4	林歯科医院	玉野市玉4-6-4	H27. 9. 28
介護予防事業者	林 勝彦	玉野市玉4-6-4	林歯科医院	玉野市玉4-6-4	H27. 9. 28
居宅介護事業者	株式会社ラゾブラックス	岡山市南区福富西1-20-32	くすりのラゾ薬局津山東店	津山市押入1136-16	H27. 9. 30
介護予防事業者	株式会社ラゾブラックス	岡山市南区福富西1-20-32	くすりのラゾ薬局津山東店	津山市押入1136-16	H27. 9. 30
居宅介護事業者	株式会社ラゾブラックス	岡山市南区福富西1-20-32	くすりのラゾ薬局二階町店	津山市二階町3	H27. 9. 30
介護予防事業者	株式会社ラゾブラックス	岡山市南区福富西1-20-32	くすりのラゾ薬局二階町店	津山市二階町3	H27. 9. 30
居宅介護事業者	林 博司	都窪郡早島町前鴻512-2	林歯科医院	都窪郡早島町前鴻512-2	H27. 9. 30
介護予防事業者	林 博司	都窪郡早島町前鴻512-2	林歯科医院	都窪郡早島町前鴻512-2	H27. 9. 30
〃	有限会社とよくに薬局	美作市豊国原307-1	有限会社とよくに薬局	美作市豊国原307-1	H27. 12. 31



◎岡山県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
妹尾 彰夫	玉野市羽根崎町1-32	H27.10.16
石尾 彰久	総社市奥坂1099	H27.10.9
竹原 利紗	備前市日生町寒河4242-11	H28.1.26
中務 貴之	赤磐市周匝1069-1	H28.1.26
川月 義仁	浅口市鴨方町鴨方1141-2 シェル鴨方B-205	H27.12.10

◎岡山県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
岡田 亮治	作楽整骨院	津山市押入494-7	H27.10.9

# 平成28年3月15日 岡山県公報 第11769号

## ◎岡山県告示第百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第四項の規定により、国民健康保険組合から次のとおり規約を変更する旨の届出があった。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 組合の名称

岡山県医師国民健康保険組合

### 二 変更事項

事務所の所在地

変更前 岡山県岡山市中区古京町一丁目一番一〇一六〇二号 岡山衛生会館

変更後 岡山県岡山市北区駅元町一九番二号 岡山県医師会館五階

### 三 変更年月日

平成二十八年三月十六日

◎岡山県告示第百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 組合の名称

岡山県医師国民健康保険組合

二 変更事項

組合員の範囲

1 組合員は、医療・福祉の事業又は業務に従事する岡山県医師会会員もしくは岡山県内の郡市地区医師会会員である医師及び当該医師が開設し又は管理者である岡山県内の医療機関及び福祉施設に勤務する者及び組合に使用される者で、岡山県医師国民健康保険組合規約第五条の地区内に住所を有するものとする。

2 組合員が、医療・福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

三 変更年月日

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市曲り字河内谷一三三七、一三三八の一、一三四二、字柳ヶ平一三四九から一三五二まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

美作市太田字長畑四二九、四三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長畑四二九・四三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡久米南町全間字西の谷八三一の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに

関係市役所及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第百六十号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十八年三月一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市上水田五二二〇	所 在 地	売 り さ ば き 人
びほく農業協同組合 北房支店 支店長 中山 和彦	名称及び代表者 の氏名	
真庭市上水田五二二〇	変更後の売りさばき場所	

〔九六〕岡山県希少野生動植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第八条第八項の規定により指定希少野生動植物の指定を解除するため、同条第九項において準用する同条第二項の規定によりその案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該指定の解除の案についての意見を岡山県知事に提出することができる。

平成二十八年三月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定を解除しようとする指定希少野生動植物の名称及び解除の理由

区分	指定希少野生動植物の名称	解除の理由
動物	フサヒゲルリカミキリ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種として定められたため。

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課

各県民局地域政策部環境課

2 縦覧の期間

平成二十八年三月十五日（火）から同月二十八日（月）まで

ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

3 縦覧の時間

九時から十七時まで

三 意見書の提出先及び記載事項

1 意見書の提出先

岡山県環境文化部自然環境課

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号



電話 ○八六一二二六一七三〇九

2 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である野生動植物の名称
- (3) 意見の内容及びその理由